

## 基準④

ア 上乗せ排水基準（一日の平均排水量 50 m<sup>3</sup>以上 1,000 m<sup>3</sup>未満の特定事業場の上乗せ排水基準）

工場又は事業場	業種等	項目及び許容限度			
		BOD 又は SS COD(mg/L) (mg/L)		日間 平均	最大
		日間 平均	最大		
既設の工場 又は事業場	下水道処理区域に 所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)	20	25	30
		し尿処理施設	—	20	—
	その他の区域に所 在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの	50	70	70
		食料品製造業	畜産食料品製造業	20	30
				30	40
			水産食料品製造業、野菜・果実缶詰 製造業、みそ及びしょう油製造業、 動植物油脂製造業、めん類製造業	30	40
			飲料製造	30	40
			業	20	30
			その他飲料製造業	30	40
			その他のもの(弁当製造業を除く。)	30	40
		繊維工業	30	40	30
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びペー ティクルボード製造業	70	90	50
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施 設を持たないもの	45	60	60
		窯業・土石製品製造業	20	25	80
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場	—	—	100
		旅館業	50	60	50
		共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係 る特定施設を有するもの	50	60	70
		と畜場	30	40	40
		下水道終末処理施設	—	20	—
		し尿処理施設	—	30	—
		その他のもの	20	25	30
新設の工場 又は事業場	下水道処理区域に 所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)	20	25	30
		し尿処理施設	—	20	—
	その他の区域に所 在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの	25	30	60
		食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造 業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及 びしょう油製造業、動植物油脂製造 業、飲料製造業	20	25
				20	40
			その他のもの(弁当製造業を除く。)	20	25
			一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びペー ティクルボード製造業	20	25
			パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施 設を持たないもの	20	25
			窯業・土石製品製造業	20	25
			窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場	—	80
			旅館業	25	30
			共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係 る特定施設を有するもの	25	30
			下水道終末処理施設	—	20
			し尿処理施設	—	20
			その他のもの	20	25

## 備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表において「既設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日に現に設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事をしているものを含む。)をいい、「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日後において設置する工場又は事業場(同日において特定施設の設置の工事をしているものを除く。)をいう。
- 3 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する区域をいう。
- 4 この表において生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。